

令和7年度 いじめを防ぐための基本方針

宮古島市立東小学校

I いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の心身ともに健全な成長に大きな影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。したがって、いじめ防止に関しては以下のことを基本理念とする。

- (1) いじめは全ての児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることをめざす。
- (2) 全ての児童がいじめをしないことをめざすとともに、いじめが発生した場合は、それを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童に対しては、生命及び心身を保護することを最優先にしつつ、家庭、地域、学校、関係機関の連携の下、いじめ問題の克服をめざす。

2 基本方針策定の理由

昨今、いじめにより子ども自らが命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生している。子どもが自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことである。

このことは、マスコミ等の報道により大きな社会問題となり、子どもの命と安全を守る責務を負う学校は今、全ての教師が「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識を持ち、いじめの早期発見・早期対応に努めることを強く求められている。

このような状況を踏まえ、文部科学省は平成25年6月28日付、25文科初第430号により「いじめ防止対策推進法」の公布を通知した。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することをめざすものである。

内容的には、国や地方公共団体等に対し基本的な方針の策定を求めると同時に、学校に対しても各学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めるとともに、いじめ防止等に関する措置や重大事態への対処についても規定している。

以上のことから、本校の学校教育目標「気づく 伝える 活かす」の下、「いじめを防ぐための基本方針」を策定し、いじめの早期発見・早期対応に努めようと考えた。

3 基本方針

本校は、「いじめ防止対策推進法」の基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、市教育委員会、市児童家庭課等、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処することを基本とする。

4 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) ひやかし、からかい、おどされる、悪口、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団で無視される。
- (3) わざとぶつけられたり、たたかれたり、けられたりする。
- (4) 金品を取られたり、持ってこいと言われたりする。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話に悪口や嫌なことを書かれたりする。

II 組織

1 名称

「いじめ対策委員会」

2 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭など

3 役割

- (1) 「いじめを防ぐ基本方針」の策定
- (2) いじめの未然防止・早期発見
- (3) いじめへの対応
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修
- (5) 年間計画作成及び進捗状況把握
- (6) 取り組みの評価
- (7) 「いじめを防ぐための基本方針」の見直し

4 備考

いじめの状況に応じて、臨機応変に以下の組織を編成し対応する。

- (1) 職員会議
- (2) 企画委員会
- (3) 特別支援校内委員会（校内就学指導委員会）
- (4) 生徒指導委員会
- (5) 外部機関（市児童家庭課等、スクールカウンセラー等）を加えたケース会議

Ⅲ いじめ防止に係る取り組み

1 学校教育活動全体における取り組み

(1) 教育活動全体を通じた道徳教育

(2) 道徳の時間

道徳の時間を要として道徳的な心情を育む。

(3) 道徳の時間で培った意欲や心情を普段の生活で活かす活動

① 年間重点共通実践事項

② 「心をみがき体をつくる日 東っ子クリーンデー」(毎週水曜日)

③ 朝のボランティア清掃活動

④ インクルーシブ教育(通常学級、特別支援学級、通級教室の連携充実)

⑤ 支持的風土をつくる学級経営

⑥ カリキュラムに沿った情報モラル指導

⑦ 生活科・総合的な学習の時間における体験的な活動

⑧ 東っ子仲よし旬間

⑨ 平和集会及び人権集会

(4) いじめ防止に係る取り組み

① 読書旬間・読書祭り

② 「東小学校スタンダード」(授業改善)

③ いじめに関するアンケート(毎月1回、計12回)

※夏季休暇中の実態把握についてのアンケートは9月に行う。

④ 各種学校評価(児童・保護者・教職員・学校評議員による学校評価)

⑤ 教育相談活動(家庭訪問、個人面談、スクールカウンセラーによる相談・授業参観・懇談会、教育相談週間)

2 年間計画(令和7年度計画案)

月	取 り 組 み
4	・「いじめを防ぐための基本方針」に係る校内研修 ・家庭訪問
5	・春の遠足 ・授業参観&学年懇談会 ・PTA 総会 ・校区内クリーン活動
6	・平和集会 ・第1回拡大常任委員会 ・修学旅行
7	
8	
9	・あいさつ月間 ・PTA 環境整備作業 ・運動会
10	・読書旬間 ・教育相談週間
11	・宿泊学習(5年) ・薬物乱用防止教室 ・学習発表会(仮)
12	・世界エイズデー ・授業参観&学年懇談会 ・人権週間
1	・あいさつ月間
2	・授業参観&学年懇談会 ・新入生保護者説明会(新1年) ・新入生おまねき会 ・お別れ遠足
3	・6年生を送る会 ・卒業証書授与式

3 いじめの早期発見に係る取り組み

- (1) いじめに関するアンケート調査（毎月1回、年間12回）を実施する。
- (2) 夏季休暇中の実態把握についてのアンケートは9月に行う。
- (3) 教育相談週間を設ける。

IV いじめ発生への対応・措置及び取り組みの評価

1 具体的な対応・措置

- (1) いじめの事実の有無の確認及び市教育委員会への調査結果の報告
- (2) いじめを受けた児童等又はその保護者に対する情報提供と継続的な支援
- (3) いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
- (4) いじめを行った児童等及びいじめを受けた児童等に対する必要に応じた適切な学習の場の設定
- (5) 関係機関との連携
- (6) 宮古島警察署との連携

2 重大事態への対応・措置

- (1) 状況に応じた組織の編成
- (2) 事実関係を明確にするための調査の実施及び市教育委員会への調査結果の報告
- (3) 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対する必要な情報の適切な提供

3 取り組みの評価

- (1) 保護者による学校評価（年2回）
- (2) 児童による学校評価（年2回）
- (3) 教職員による学校評価（年2回）
- (4) 学校評議員による学校評価（年1回）
- (5) 学校評価のまとめと考察を保護者へ公表及び宮古島市教育委員会への報告
- (6) 学校評価結果のまとめと考察の学校評議員への公表